平成２７年（フ）第４２１号
栃木県下野市薬師寺1891番地、前住所栃木県下野市薬師寺1829番地
破産者　上野マグノ　フレデリーナこと　ウエノ　フレデリーナ　マグノ
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１８号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町68番地21、前住所栃木県芳賀郡益子町大字益子4307番地１
破産者　鈴木　　満
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１９号
栃木県那須塩原市井口504番地68　マウンテンビュー西那須野Ⅱ―202号、前住所栃木県大田原市加治屋95番地395
破産者　永岡　一彦
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７６号
埼玉県川口市南前川２―７―23、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市東内野９番地１
破産者　ＭＳトランスポート株式会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４０３号
東京都中野区中央１丁目27番８号
破産者　株式会社ピーサイト
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３０１号
神奈川県横浜市中区山田町８―２―711
破産者　大城　　孝
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０４５号
東京都練馬区旭丘１丁目56番１号　錦ビル１Ｆ
破産者　株式会社ブレスト・ラボ
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０４６号
神奈川県横浜市中区花咲町１丁目46―１―702
破産者　栗田　宏和
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７８９号
千葉県千葉市中央区今井３丁目１番10号、旧本店所在地東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地
破産者　株式会社カキタ（旧商号株式会社アルス工房）
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９０号
千葉県千葉市中央区今井３丁目１番10号、旧本店所在地千葉県習志野市谷津６丁目20番５号
破産者　有限会社ユキタ（旧商号有限会社アルス工房）
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９１号
千葉県千葉市中央区今井３丁目１―10―105
破産者　沖田　寛己
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９７号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目37番38
破産者　株式会社ブルーキャッツ
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９９号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘２丁目16―15
破産者　山下　浩美
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８２０号
東京都大田区大森南１丁目12番14号
破産者　株式会社山中塗装
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８３４号
東京都江戸川区春江町２丁目６番地18
破産者　有限会社雄渡商会
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８３５号
千葉県市川市東菅野５丁目12―１―306
破産者　福　　達雄
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８５６号
東京都新宿区新宿５丁目８番15号701
破産者　丸善電機商事有限会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８５７号
東京都新宿区北新宿２丁目22―１　フラットＫ　102
破産者　江崎　泰雄
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８６０号
東京都練馬区土支田３丁目１―10
破産者　高山克二郎
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９１５号
東京都中央区銀座３丁目12番７号
破産者　有限会社メツギ企画
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部